

## いよいよ夏休み

いよいよ明日、7月23日(木)から34日間の夏休みが始まります。保護者の皆さまのご協力のおかげで、子どもたちに大きなケガなどもなく全員が無事一学期の学習を終え、夏休みを迎えることが出来ることに感謝申し上げます。(18日から夏休みという学校も多く、甲斐市でも先週で1学期終了の学校がありました。)

さて、夏休みについて保護者の皆さんはこんなことに気がつきませんか。

①夏休みが以前に比べ短くなったのかな。

確かに、以前は夏休みは42日間ありました。7月20日に始まり、8月31日までが休みでした。子どもたちは長い休みを十分楽しみました。8月も終わり頃になると、「はやく2学期が始まらないかな。」と自然に思ったものです。

これは、半日授業日だった土曜日の変化と大きな関係があります。まず、月に一度、第2土曜日が休みになり、それが隔週となり、平成14年度から学校完全五日制が実施となりその結果、授業時間数を確保するため、夏休みが削られるようになりました。

②以前は登校日といって夏休みの途中で登校する日があったが。

確かに、以前は全校登校日、学年登校日などがあり、夏休みの途中で登校して友だちに会ったり、先生の話の聞いたり、宿題の進み具合を先生に見てもらったり、水泳の泳力検定をしたりと、登校日は大変有意義な活動がされていました。今でも、登校日を実施している学校はあります。しかし、多くの学校は、登校日をなくしています。それは次のような理由からです。

- ・夏休み全体が短くなったため、途中で子どもたちを登校させ、生活の様子を点検する必要がなくなったので。
- ・登校日を設定しても欠席する子どもも多く(家族旅行などで)計画した学習活動が実施出来ないことが多くなったので。

③夏休みが短くなったのは全国どこも同じなのかな。

都道府県により事情は様々ようです。東京や神奈川、千葉などでは以前と同じように7月20日前後に始まり8月末までという学校が多いようです。(全ての学校を把握しているわけではありませんが。)その中で山梨県は夏休みを減らし授業日数(授業時間数)を確保し、と随分と頑張っているように思います。ただ一部の方から、「厳しい暑さの中、蒸し風呂のような教室で勉強し、どれほどの効果が上がるのか。」という指摘があることも事実です。

個人的な考えですが、本当は土曜日が隔週で休み(隔週で土曜日が授業日)の頃が学校行事を設定する上でも大変都合が良く、教育活動にもゆとりがあり、子どもたちも先生も生き生き輝き、日本の教育が一番充実していたように思うのですが。

さて、いよいよ夏休みです。有意義な夏休みにするためには、何か1つポイントとなることを決めると良いといわれます。「早寝・早起き・朝ごはん」は夏休み中の規律ある生活にふさわしいテーマかもしれません。そんな規則正しい生活をするために次のように気をつけると良いかもしれません。

○遅い時刻に放映される見たい番組は録画して別の日に見る。

○生活記録や日課表(起きた時刻、寝た時刻・お手伝い・運動・学習記録、その日の出来事)をつくり生活に生かす。

○具体的な目標(例えば、本を50冊読む、平泳ぎで25メートル泳げるようになる等)を決め、目標達成の為、努力する。

皆さまにとり、思い出多く、充実した夏休みになることを願っています。

## 夏季休業中の学校職員の勤務

以前は夏休みが近づくと、「いよいよ夏休みです。先生方はいいですね。長い休みがあり。」と、言う方が多かったものです。また、世間一般でも「子どもたちが夏休みに入ると学校の先生も休みになる。いいなあ。」という感覚を持っていました。

しかし、この頃、夏休み中も忙しいということが理解されてきたのか、「夏休みといっても先生たちは研修などで随分忙しいそうですね。」

と話をされる方が増えてきました。そのように言っても、「学校の先生も夏休みになる。(子どもと一緒に休みになる)」と考えている方は多いと思います。しかし現実には、学校職員は世間の多くの方が考えている程には(夏休み中)休みを取れないものです。そこで、夏休み中の学校職員の勤務を説明します。

### ①日直勤務

夏休み中、子ども達は登校しなくても学校は普段どおりに開いています。電話への対応、来客・来校者への対応、市教委や県教委からの指示、学校への搬入物品の受け入れの確認、校舎内外の見回りなども大切な仕事です。これらの仕事をするのが日直です。

### ②プール当番

夏休み中には学校のプールを子ども達の水泳学習の場として開設しています。そのためプール当番がいます。PTA 役員の方々にもお手伝いいただくのですが、安全確保のため本校では職員が2名ずつ当番をしています。

### ③研修

夏休み中は、多くの研修会が開催されます。希望研修(自分の興味関心、得意分野を今以上に伸ばすためのもの)や、悉皆(しっかい)研修といって必ず受けなければならない研修もあります。特に、10年経験者研修に該当する教員は休み中だけで15日間以上の研修に参加しなくてはなりません。

### ④公務旅行(出張)

夏休み中には、文科省、県教委、教育事務所、地教委、その他の公的機関が主催する研修会が開催されます。内容的には③の研修と同じですが、伝達会、伝達講習会的なもので「各校必ず1人は出席」と指示あるものもあります。この公務旅行への参加も相当な日数になります。

### ⑤出勤

夏休み中にも職員会議や校内研究のため出勤する日が何日かあります。また、自己研修課題(宿題)をするため登校し仕事をする日も何日かあります。

### ⑥夏休み

働く者の権利として夏休み(本当の意味での夏休み)は学校職員にも認められています。夏休(かきゅう)といい、5日間認められています。

### ⑦年次休暇

年次休暇は正式には年次有給休暇といい、働く者の権利として労働基準法により認められています。普段の授業日はなかなか取得できませんからこのような機会に取るようにしています。

### ⑧その他

1学期に学校行事や公務旅行、準公務旅行で週休日(土・日)に出勤した振替(ふりかえ 代わりの休み)をこの機会(夏休み中)に取るようにしています。

このように見ると休みはそれ程多くはありません。夏休の5日間の消化が精一杯という職員もいます。それでも私達学校職員にとり夏休みは、気分転換したり、心身をリフレッシュ出来る大変ありがたいものです。そして、夏休み中に休養し、英気を養うことが、2学期に向けての「元気の源」になるのだと思います。